

中間市第5次総合計画 (案)

基本構想

序論

[第1章] 計画策定の概要	2
[第2章] 時代の流れからのまちづくりの課題	9
[第3章] 本市の状況	14

本論	16
----------	----

序論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本市においては、第4次総合計画・後期基本計画の計画期間を、平成23年度から平成27年度までと定めておりましたが、その理念は現在も継承しつつ、中間市第4次総合計画実施計画及び地方創生をテーマとした「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき継続的な市政運営に取り組んできました。

今回、第4次総合計画の理念を検証し、また、時代の変遷に対応するよう、「まちづくりの方針」や「政策の大綱」の再整理を行い、本市の行政経営の指針となる「中間市第5次総合計画」（以下「本計画」という。）の策定を行いました。

なお、第4次総合計画の計画期間の満了から8年が経過し、その間にSDGs、DXなどのさまざまな取組や、新型コロナウイルス感染症など動物由来の病への対応など、さまざまな課題が生じています。このため、以下に示す第4次総合計画の検証による成果と課題をきめ細かに反映させるとともに、新たな変化にも順応させた計画とします。

■第4次総合計画における基本目標の検証結果

1. 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

【成果】

住環境や商業地域、交通環境の充実など、計画的なまちづくりを推進し、農地法や景観条例などの各種法規制に基づく適切な土地利用を行い、中間市都市計画マスタープランの全体構想において将来の土地利用の方針を示して、適正な土地利用の規制・誘導を促しました。

また、都市公園や児童遊園においては、長寿命化計画に基づく施設の更新や安全で利用しやすい整備の実施、水の安定供給のために唐戸浄水場の改修工事に着手し、下水道事業については、普及率・水洗化率が上昇しました。

さらに、JR筑豊本線と県道中間宮田線との立体交差工事、県道中間水巻線(都市計画道路仮家大膳橋線)の拡幅工事や、緊急車両の通行に支障のある路線の道路改良工事を行い事態の解消を図りました。

【課題】

中間市都市計画マスタープランを改定し、将来の土地利用の方針を定めること、住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)において、将来の都市

づくり目標との整合を図り、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進していく必要があります。

また、道路整備については、広域幹線道路網の構築、都市計画道路の早期完了を目指した道路網の充実、段差のないバリアフリー化の推進、公営住宅については、長寿命化計画に基づく改善や修繕、建替等の計画的な整備進行が重要です。

なお、水利用については、水道施設の改修や老朽管の更新工事に耐震管を採用するなど計画的な実行とともに、健全な経営を行っていく必要があります。

2. 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

【成果】

健康管理システムの導入により生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備しました。母子の保健事業については、子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師等の専門職が関係機関と連携を図り、妊娠期から出産・子育てまでのさまざまなニーズに対して総合的かつ切れ目のない支援を行っています。

また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、特に要支援児童及び要保護児童等に対する支援の強化・充実を図りました。

高齢者支援においては、地域包括支援センターが中心となり、市全域及び各小学校区に協議体を設置し、住民主体の活動の下、地域資源の充実した地域づくりを進めるとともに、介護予防事業を実施し健康寿命の延伸に取り組みました。

【課題】

こども家庭センターにおいて、こどもの成長段階に応じた切れ目のない支援を一体的に実施することにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくこと、子育て支援を行う施設が同センターとの連携強化を図ることにより、地域の社会資源機能を強化、充実させていくことが求められます。

また、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に、高齢者の社会参加を促進させるとともに、庁内連携を強化し地域支援の輪を拡大していく必要があります。

3. 豊かな生活環境の創造

【成果】

防災については、消防体制の充実強化及び近代化を図り、事業所や地域と連携した各種防災訓練等を通じ、地域防災力を推進することができ、また、すべての自治会に自主防災組織を結成することができました。

環境保全事業として実施している「やっちゃんエコライフ」活動を継続して行い、二酸化炭素排出削減に向けて省エネの意識の醸成を図っています。

【課題】

防災については、地域住民と連携した消防訓練などを通じ防災意識の高揚を図るとともに、自助、共助による取り組みを一層推し進める必要があることから、校区まちづくり協議会を中心とした活動を積極的に支援し、多くの校区住民がその活動に参加していくことが重要です。

情報化については、システムの標準化・共通化、申請手続きのオンライン化、BPRを活用し、行政サービスの利便性を向上させ、さらなる効率化を図ることで住民サービスへの転換を行っていくことが重要です。

また、製品プラスチックの資源化の検討や、2030年度までに公共施設への再生エネ100%電力の導入、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロの実現に努めなければなりません。

4. 新世紀に適応した産業の振興

【成果】

農業については「新鮮市場さくら館」がオープンし、近隣及び地元農業者から新鮮な旬の野菜等が出荷され、地産地消を推進することができています。

商工業については、大型小売店舗のリニューアルオープンや新規大型店舗の進出により、市内外からの集客力は確実に高まっており、加えて中間市チャレンジショップ事業による市内における新規開業を促進する環境整備を図りました。

観光については「遠賀川水源地ポンプ室」がユネスコ世界文化遺産に登録され、観光資源化の基盤ができました。

【課題】

農業については後継者や新規就農者に係る支援、商業については既存店舗の活性化や空き店舗への新規出店の促進、工業については空いている市の事業用地が少ないため企業ニーズに応えることができず損失が生じており、大規模開発とまではいかないものの事業用地の確保が求められます。

観光については、中間市への観光来訪者数の増加及び滞在時間の確保策を検討する必要があります。

5. 次世代を担う教育の充実

【成果】

小学校の学力は全国平均を超えることが多くなり、基礎基本の知識を活用して新たな課題を解決するための思考力・判断力・表現力が育まれています。

生涯スポーツの推進に向けて、利用者が安全で快適に利用できるよう社会体育施設の整備を行ったことによる利便性の向上に加えて、総合型地域スポーツ

クラブを設立し、幼児から高齢者までの体力、運動能力の向上、運動不足の解消を図りました。

社会教育については、団体間、世代間の交流を促し、自主的な学習活動の支援を行うなど、市民のライフステージに応じた学習機会の提供ができました。

【課題】

幼児教育については、家庭や地域社会における教育力を補いつつ相互連携による充実を図り、小中学校教育については学校施設再編による時代のニーズに対応した新しい学校施設の整備・充実を図り、児童生徒が安全安心に学び生活できる教育環境の構築が求められます。さらには、教職員の働き方改革の推進に努め、教職員の人材育成を継続実施することが重要です。

社会教育及び社会体育については、老朽化した施設の設備更新や満足度の高い講座の企画・実施、優れた文化や芸術に触れる機会の創出、子どもから高齢者まで誰もがより一層の健康管理を行えるような体制の構築が必要です。

6. 市民との協働・交流による開かれたまちづくり

【成果】

人権については、あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のない中間市を実現することを目指し、教育・啓発を推進しました。

また、行財政計画としては予算編成に枠配分方式を導入するなど、財政構造の改善を図ることができ、広報・広聴については、市内外へ発信・交流できるツールとして Facebook や LINE などの SNS の活用を行い、広報・広聴機能の充実を図りました。

市民との協働については、「町内会」と「町内公民館」の2つの組織を「自治会」に一本化したことによる負担軽減、また、小学校校区内の自治会、婦人会、老人会、PTA 等の諸団体が集まり結成された「校区まちづくり協議会」を設立したことで、地域の課題解決が図りやすくなりました。

【課題】

差別と偏見を解消するため、あらゆる機会を捉えて、引き続き人権・男女共同参画に関する教育や啓発活動を実施し、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、教育・啓発等の一層の充実を図っていかねばなりません。

行財政計画としては、組織全体が疲弊しつつある現状を打破すること、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行うことが必要です。

広域行政については、本市の産業特性や地理的特性、生活圏を考慮した上で地域のさらなる活性化を図っていかねばなりません。

2. 策定の基本姿勢

本計画は、以下の点を基本に策定しました。

(1) 行政経営の指針となる計画

各部局の責任と権限において、自律的に政策を推進する仕組みを実現するための、全庁的な行政経営の指針となる計画づくりを目指します。

(2) 選択と集中

限られた財源を有効的に活用するため、施策推進に当たっては選択と集中を図ります。

なお、基本事業階層で重点分野を設定し、限られた資源の有効活用を図ります。

(3) 第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略を包含した計画

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づく「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した総合計画とします。

(4) 市民参画

市民とまちづくりに関する課題や目標を共有するため市民から意見を聴き、計画への反映に努めます。

(5) 分かりやすい計画

分かりやすく、親しみやすいものとするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫します。

3. 計画の構成と期間

将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性などを階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、第4次総合計画と同様に、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とします。

(1) 基本構想

本市が目指す将来像、人口の将来展望、土地利用構想を定め、まちの動向を示す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。

また、将来像の実現を目指すため7つの政策を設け、総合的・計画的に推進していきます。

計画期間は、大きな社会構造の転換などが発生しない限りは、本市の目指す方向性に大きな変更はなく、一定の普遍的な視野に立ったものとするため、令和6年度からの10年間とします。

なお、これまで計画ごとにその時代に合わせ微妙に変化をさせながら定めてきた将来像ですが、本来普遍的であるべきという考え方から、本計画は1977(昭和52)年に制定した市民憲章に謳^{うた}われています市民が願う都市像とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた7つの政策に対し、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や、地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、令和6年度からの10年間としますが、時代の流れに合わせて必要に応じて適宜見直すこととします。

(3) 実施計画

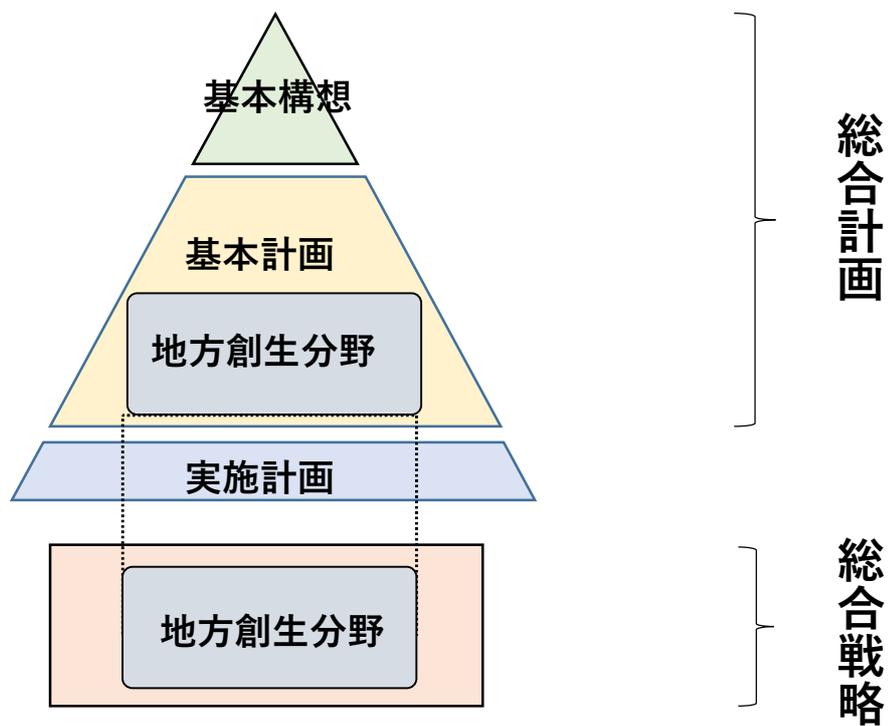
実施計画は、基本計画の施策体系に示す基本事業の目標を達成するために実施する具体的な事業展開のロードマップを定めるものとします。

計画期間は、令和6年度からの3年間としますが、事業費や実施手法などについては、事務事業評価結果及び財源の状況を踏まえ、毎年度見直すものとします。

4. 総合計画と総合戦略の関係

総合計画は、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。他方で、総合戦略は、人口減少克服と地方創生を目的としているため、総合計画と比較すれば、その政策範囲は限定されます。

このため、総合戦略は、本計画を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した戦略として位置付けるとともに、総合計画の「成果指標」と総合戦略の評価指標である「基本目標」や「KPI*1」の整合を図ることで、一体的に推進していきます。



【用語解説】

***1 KPI**

「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のことです。

第2章 時代の流れからのまちづくりの課題

1. 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、1985（昭和60）年をピークとして5年ごとに概ね3から5%ずつ減少を続けています。高齢化率は38.2%（2024（令和6）年3月現在）となっており、福岡県内で比較しても非常に高く、少子高齢化が進行しています。

人口減少により、消費が減少することで、地域経済全体の縮小に繋がります。そして、市の歳入源である税収や普通交付税*1が減少する一方で、歳出は社会保障関連経費を中心に高い水準で推移していくものと予想されます。

このため、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策の実施が求められます。

2. 財政再建に向けた行財政運営

本市を取り巻く経済情勢の悪化や少子高齢化の進行の影響は、あまりに大きく、2015（平成27）年以降、慢性的な財源不足に陥り、その不足を財政調整基金*2などの取崩しで補う状況が続きました。

その結果、2019（令和元）年度決算では財政調整基金がほぼ枯渇するまでの状況となるほどの財政危機となりました。

このため、事業整理、地方債の借換えの実施、ふるさと納税の取組強化などさまざまな行財政改革に取り組み、また、土地の売却収入など臨時的な要因も合わせ、2020（令和2）年度は財政調整基金の取崩しを行わずに決算を迎えることができました。

しかし、今後予測されているさまざまな行政需要に伴う財源の確保や、人口減少、景気の下振れなどに起因する税収の減少などが想定される状況において、事業整理による収支バランスの取れた行財政基盤の再構築は、今後の継続的な市政運営を行う上で、必ず解決しなければならない課題です。

3. 社会資本整備と老朽化対策

高度成長期に整備された多くの公共施設（学校を含む。）や道路や橋りょう、水道などの社会資本が一斉に更新時期を迎えつつあります。今後、財源が限られる状況が続く中、多額の費用負担に対処するためには、人口減少に伴う将来需要の変化を考慮した長期的な視点での公共施設の適正配置と維持管理が必要です。

将来世代に対して過度な負担を残さないためにも、早期の取組が必須と言えます。

ます。

4. 地方創生に向けた取組

我が国の人口は、2008（平成20）年以降減少傾向をたどり、今後加速度的に減少傾向が進むことが予想されています。人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな影響を及ぼします。このため、国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること、及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出するための一体的な推進を図ることなどを目指し、2014（平成26）年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。

本市においても、「国の総合戦略」の内容を勘案しつつ、本市が有するさまざまな資源や優位性を最大限に活かしながら、将来にわたり自律的で持続的な地域社会を創生するため、「中間市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための就労機会の拡大や子ども・子育て支援の充実など、移住定住の促進に向けた施策を展開してきました。

その後、国は全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用した地方創生を加速化・深化することを目的に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市においても、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、「第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」についての見直しを行い、デジタルの力を活用して人口減少や少子高齢化などの諸課題に取り組んでいく必要があります。

5. 移住・定住の促進

人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかける施策として、若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくりが挙げられます。本市では移住・定住を支援し促進するための取組として、「空き家バンク制度」、「あかちゃん訪問事業」、「小規模保育事業（地域型保育事業）」、「18歳になる年度末までの子どもの医療費助成」、「中間南校区・底井野校区乗合タクシー事業」など幅広い事業展開を行っています。

今後も魅力あるまちづくりに向け、移住・定住につながる新しい施策に取り組む必要があります。

6. society5.0*³、自治体 DX*⁴ の推進

人口減少による消費・経済力の低下は我が国の直面している課題であり、この課題解決策が society5.0 での IoT *⁵、ロボット、人工知能 (AI) *⁶ などの最先端技術の活用による社会構造の**変革**とされています。

人口減少の**進行**は、歳入が減少することに加え、職員が減少する一方で、住民ニーズの多様化により増加する事業がマンパワーの限界を迎えることが想定されることから、**本市においても大きな影響を及ぼす可能性があります**。

これらの課題に対する解決策の1つが自治体 DX であり、「**自治体フロントヤード改革の推進**」、「**自治体の情報システムの標準化・共通化**」、「**公金収納における eLTAX の活用**」、「**自治体の AI・RPA*⁷ の利用推進**」、「**テレワークの推進**」などを実施することによる住民サービスの向上、行政事務のさらなる効率化・省力化を目指す必要があります。自治体 DX を推進することで、住民にとっては「何か**手続き**をしようとするときに市役所を訪れる必要がなくなる」、「**災害時の被害状況をいち早く知ることができる**」など、**さまざまな利点**につながります。

7. 官民連携*⁸ と SDGs*⁹ の推進

少子高齢化の進行や施設・インフラの老朽化、社会保障関連経費の増加など、社会経済情勢や住民ニーズの多様化により、既存の取組だけでは自治体の運営が困難な状況となっています。

本市においても、人口**減少**を見据えた行政運営を行う必要があります。行政資源などが限られる中、公共サービスへの市民ニーズに対応するためには、既存の取組にとらわれず、民間企業が持つ多様なノウハウや技術を地域課題の解決につなげるという官民連携の視点が重要となります。

また、民間企業などでは、近年、社会的責任意識の高まりや**独自の**ノウハウを活用した官民連携ビジネスへの期待も**増大しています**。この官民連携ビジネスでは、行政運営と民間事業者のビジネスを繋ぐキーワードが「**持続可能な開発目標(SDGs) 実施指針**」であり、SDGs のさまざまな問題提起やパートナーシップの理念に基づく**施策を持続的に実施していくことが必要**です。

【用語解説】

*1 普通交付税

地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源に対し地方税収入などが不足する場合に、その不足額に応じて国から交付されるものです。

*2 財政調整基金

地方公共団体が年度間で生じる財源の不均衡を調整するために、積み立てておく基金のことです。

*3 society5.0

2016（平成28）年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、「狩猟社会（society1.0）」、「農耕社会（society2.0）」、「工業社会（society3.0）」、「情報社会（society4.0）」に続くものとして提唱された日本が目指すべき未来社会を指します。

society5.0 が実現されることで、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）は高度に融合され、IoT、ロボット、人工知能（AI）などの先端技術やビッグデータの活用により、これまでの社会の在り方は変革し経済発展と社会的課題の解決を両立するとされています。これはSDGsにも通じるものです。

*4 自治体 DX

目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が政府により示され、実現のためには、行政を担う自治体が積極的にDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進することと示されています。

具体的には「自治体フロントヤード改革の推進」、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「公金収納におけるeLTAXの活用」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体のAI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」などの重点取組事項を行うことです。

*5 IoT

IoT（Internet of Things）とは、モノ、ヒト、サービス、情報などがインターネットを通じて通信を行い、その情報に基づいて最適な制御を実現する仕組みのことです。IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展しています。

*6 人工知能（AI）

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもののことです。

***7 RPA**

「Robotic Process Automation」の略で、これまで人間のみが対応可能とされていた作業またはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習などを含む認知技術を活用して代行・代替する取組のことです。

***8 官民連携**

行政、民間企業、市民がそれぞれ全部取り組むということではなく、協働して公共サービスを提供するための方法で、民間企業の持つ多様なノウハウや技術を活用して限られた予算を効率よく使うことで、業務の効率化、サービスの向上、地域課題や社会課題の解決を図ることです。

***9 SDGs**

SDGs は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。日本では 2016（平成 28）年 12 月 22 日に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が定められ、優先課題として People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ) の 5 つの P に取り組むことが示されています。

第3章 本市の状況

1. 地理的位置

本市は、福岡県の北部に位置し、東及び南側は北九州市八幡西区に、西及び南側は遠賀郡遠賀町と鞍手郡鞍手町に、北側は遠賀郡水巻町と接しています。

また、本市は JR 筑豊本線中間駅及び筑前垣生駅の 2 駅、筑豊電気鉄道希望が丘高校前駅、筑豊中間駅、東中間駅、通谷駅の 4 駅を有しており、さらに西鉄バスや北九州市営バス、コミュニティバスが市内を運行しています。

隣接市町には国道 3 号線や九州自動車道が走っており、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあります。

2. 地勢

市域は、面積 15.96 km² 東西 6.98 km 南北 4.45 km となっており、市の中央部を南北に貫流する遠賀川によって東西に二分されています。東部地区は、主に北九州市との市境沿いに丘陵地帯が連なり、住宅地を形成しています。西部地区は、農耕地で占められた広い沖積平野となっており、また、2 つの工業団地が立地しています。

3. 沿革

本市は、1958（昭和 33）年 11 月 1 日に中間市として市制施行しました。

炭鉱のまちとして繁栄しましたが、エネルギー革命による炭鉱閉山に伴う人口の流出や経済の低迷により 1962（昭和 37）年 12 月に財政再建準用団体^{*1}の指定を受けました。そこで再生を目指して北九州市に隣接する地理的条件を活かし住宅都市へ方向転換することとしました。

筑豊電気鉄道沿線に住宅団地開発を進め、西部地区に工業団地を造成し、1978（昭和 53）年からは多くの公共施設を新築（改築）したことにより、人口は 5 万人を超えるまでに至りました。

その後、少子高齢化の進行やその他の要因も重なり、人口減少に伴って地方交付税が削減されるなど、再び財政難の兆しが見え始めました。この時、多くの自治体では市町村合併への道を模索し、本市においても北九州市との合併協議を行いました。単独市としての道を歩むことになりました。

大規模な宅地開発などの施策により一時 5 万人を超えていた人口も、少子高齢化などの影響により、1990 年代後半からは減少幅が大きくなり、2024（令和 6）年 3 月末現在で 39,320 人となっています。

【用語解説】

***1 財政再建準用団体**

1955（昭和 30）年に制定された地方財政再建促進特別措置法を準用して、昭和 30 年度以降に赤字を生じ国の指導で財政再建をする地方公共団体。

本論

1. 将来像

豊かな水源とともに織りなされた歴史と文化のもと 市民が希望を抱く「夢がかなうまち なかま」

本市は、遠賀川を中心に温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、2015（平成 27）年にユネスコ世界文化遺産に登録された「遠賀川水源地ポンプ室」をはじめ、貴重な地域資源である水と共に歴史を歩んできました。

そして、これからも多くの人々がその恩恵を受けながら心穏やかに暮らし続けていくことができる、そのようなまちづくりを目指していきます。

1977（昭和 52）年に制定された市民憲章は、市民がみんなで約束ごとをつくり、みんなでこの決まりを守り、「豊かなまちづくり」を進めていこうというものです。「豊かなまちづくり」には「住みたくなるまちづくり」の意味が込められており、その指標とされるべきものとして、心に潤いを持たせ、豊かな心を育んでいくための手がかりを見つけてくれるものとされています。

この「住みたくなるまちづくり」を目指すには、中間市は「夢」がかなうまち、「夢」をつかめるまちであるべきだと考えています。

中間市民が願う市民憲章を基本に、豊かな自然環境や立地を活かしながら、温故知新を旨として、限られた行政資源を有効活用しつつ経済や社会の変化に対応し、将来にわたって持続可能となる「夢がかなうまち なかま」を目指したまちづくりを進めます。

【中間市民憲章】

- 一、きまりを守り平和で安全なまちをつくります
- 一、しごとに励み活気にみちたまちをつくります
- 一、人をだいにし心ゆたかなまちをつくります
- 一、若い力を育てスポーツと文化のまちをつくります
- 一、自然を守り美しいみどりのまちをつくります

2. 将来都市構想

本計画では、本市が描く将来像である「夢がかなうまち なかま」をみんなでつくっていくことを目指しています。この将来像を実現するためには、本市の魅力向上を図ることにより、若い世代の流入と住民の定着を促すことに加え、地域資源の増加へとつなげていく好循環を生み出すことが重要です。

(1) 「なかま」の魅力向上

この好循環を生み出すためには、次世代を担う子どもたちや若者世代を育むため、保育所の待機児童を常に解消するとともに、地域住民同士での子育て支援を活性化させていくことが大切です。学校や子ども家庭センターなどのさまざまな公共施設を「子育ての場」として提供し、学校や子育てサークルなどのさまざまな市民活動団体、地域が連携することで、親子と高齢者など世代間の交流が進み、子どもたちが健やかに成長でき、子どもたちの笑顔があふれる子育てしやすい教育環境が整ったまちとなります。

さらには、地域住民の暮らしやすさや働きやすさを一層向上させ、今後10年の間に、より子育てがしやすく、利便性に富んだコンパクトなまちづくりを進めていくことで、「なかま」の魅力が向上していきます。「なかま」の魅力向上が実現すると、若い世代の流入と住民の定着が進んでいきます。

これにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、本市の強みをより引き出す取組の推進、快適で利便性の高い交通環境や安全安心な暮らしができる地域づくりなど、これまで^{つちか}培われた本市の強みや特徴を磨き上げることで、さらなる「なかま」の魅力向上につながっていきます。

(2) 若い世代の流入と住民の定着による地域資源の増加

本市は面積が約16km²とコンパクトなまちであり、このコンパクトさを活かしたまちづくりを進め、市内には生活に必要な公共施設や商工業エリアの充実が図られています。また、地理的な優位性もあり、北九州市や福岡市へのアクセスも容易な位置にあるため、市内外への通勤・通学・買い物などの利便性に富み、働く世代や学ぶ世代が暮らしやすいまちとして、若い世代を中心に人々の流入につながる要素が十分にあります。

さらに将来的には、学校施設の再編や公共施設の統廃合に伴う跡地活用を進め、その手段として民間活力を取り入れることも視野に入れて、市外からより多くの買い物客や観光客を呼び込めるような施策の展開を図ります。これにより、観光・商業が活性化することで、若い世代のみにとどまらず、さまざまな人々の

交流が生まれ、活力あるにぎやかなまちへと発展していくことが期待できます。

そして、コンパクトシティ*¹の形成を目指し、都市環境の一層の向上を図ることで、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての市民の移動しやすさを向上させます。また自動車による道路混雑を緩和することにより、二酸化炭素の削減効果も生まれます。人と環境にやさしい地域をつくっていくことで、住民の安心な暮らしを支えています。こうしたまちづくりを進めることにより、若い世代をはじめとして人々の流入が促され、まちに定着していくことで、「ひと」という貴重な「なかま」の地域資源の増加につながっていきます。

このように、これまで培^{つちか}ってきた地域資源を活用するとともに、新たに生まれてくる地域資源とを組み合わせることにより、さらに次世代へとつながる地域資源を創出していく好循環が生み出され、人々の暮らしや地域経済、そして環境などのバランスのとれた発展が進みます。

(3) 地域力を高める

まちの発展とともに人々の暮らしもより豊かなものとなり、目指すべき「夢がかなうまち」へと向かっていくこととなります。

「なかまの魅力向上」から「若い世代の流入と住民の定着」、そして「地域資源の増加」へという好循環を生み出し、「夢がかなうまち」を実現するためには、自助・共助・公助の考え方を基本として、市民、市民活動団体、事業者などすべての主体がまちづくりの担い手として参加・参画する「協働によるまちづくり」を進めていくことが重要です。さらに、地域力を高め全市的に波及させていくことにより、今後乗り越えなければならない重点課題の克服につながります。

地域のつながりをつくり、その力を一層向上させていくことが求められています。

(4) 持続可能なまちをつくる

将来にわたって持続可能なまちを目指すには、未来を見据えた上で今後10年のあり方を考え、まちづくりに取り組む必要があります。持続可能なまちとなるためには、未来を担う子どもを大切に育てること、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人たちがいつまでも健康でいきいきと活躍でき、そして安心して暮らすことができる環境を整えることが肝要で、そのためには地域のつながりをつくることなどが重要です。

また行政は、厳しい財政状況の中、今後予測されている行政需要を見据え、不断の行財政改革を実行し、収支バランスの取れた行財政基盤の構築を着実に進めていくことが大切です。そして、その一方で未来の「なかま」の姿を市民や市

民活動団体、事業者などと思いを共有し、そのために必要な施策を迅速かつ柔軟に展開します。

そして、本計画を推進することにより実現していく10年後の「なかま」と、その先にある夢と希望にあふれた未来の「なかま」の実現を目指して、持続可能な地域をみんなで作っていくことが求められています。

そのためには、経済環境や社会情勢の変化、都市間競争が激しさを増す中、まちの個性を確立し、人々が「なかま」を選ぶ行動に至るまでの戦略的な取組を進めていきます。この取組により新たなまちの個性や魅力、そして強みを創り出し、「なかま」というブランドイメージを向上させることで、対外的な評価を高めていきます。

みんなで夢と希望にあふれた未来の「なかま」を紡いでいくことは、これまで築いてきたまちの豊かさをより高め、次の世代へとそれを引き継いでいくための大切な営みです。「なかま」には、夢と希望を実現するための環境や地域資源、人々や組織の活力があふれています。

本計画は、「夢がかなうまち なかま」へと向かうための道筋となります。

【用語解説】

*1 コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、またはそれを目指した都市政策のことです。

3. 将来像の達成状況を示すまちづくり指標

まちの動向を表す以下の指標をもって将来像の達成状況を測ることとし、基本計画の推進により、その向上を図ります。

本市の人口 **39,320** 人
出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在

生産年齢人口*1 **20,124** 人
出典：市「住民基本台帳」2024(令和6)年3月31日現在

合計特殊出生率*2 **1.50**
出典：厚生労働省「平成29年人口動態調査」による出生データに基づき算出

人口増減数*3 **337** 人減
出典：市「住民基本台帳」2023(令和5)年度

本市を好きと感じている市民割合 **76.0%**
出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年

本市に住み続けたいと思っている市民割合 **46.7%**
出典：市「まちづくりに関するアンケート調査報告書」2020(令和2)年

昼夜間人口比率*4 **87.7%**
出典：国勢調査2020(令和2)年

納税者1人当たり所得 **268.3** 万円
出典：総務省「2021(令和3)年度市町村税課税状況等の調

市内総生産額*5 **796.77** 億円
出典：福岡県「市町村民経済計算」2020(令和2)年度

地域経済循環率*6 **57.2%**
出典：地域経済分析システム(RESAS)2018(平成30)年

財政力指数*7 **0.455**
出典：市資料「決算カード」2022(令和4)年度

【用語解説】

*1 生産年齢人口

生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口。労働力の中核として経済に活力を生み出す存在で、社会保障を支えています。

*2 合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。数値が高ければ人口が増加することを示し、低ければ人口が減少することを示します。

*3 人口増減数

転入・出生から転出・死亡を差し引いた値のことで、

*4 昼夜間人口比率

夜間に常住する人口（夜間人口）100人当たりの昼間時における人口（昼間人口）の値。値が100より大きいと、人が通ってくるまち（流入超過）、100より小さいと昼間はまちなみ（流出超過）とみなされます。

*5 市内総生産額

1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいい、経済規模を明らかにする指標のことで、

*6 地域経済循環率

地域の経済活動で「生産」された付加価値は、労働者や企業に分配されて「所得」となり、消費や投資として「支出」され、再び地域に還流されます。地域経済循環率は「生産」を所得で割った値を指し、地域経済の自立度を示します。数値が低いと、「所得を他地域に頼っている」、「生産が低い」ということがわかります。

*7 財政力指数

基準財政収入額（自治体の標準的な税収入の一定割合から算定された額）を基準財政需要額（自治体が必要とする一般財源の額）で除した値で自治体の財政力を示します。値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

4. 人口の将来展望

(1) 現状と将来推計

本市の総人口は、1960（昭和 35）年の 42,418 人から 1964（昭和 39）年の最後の炭鉱閉山に伴い、1970（昭和 45）年には 33,734 人まで減少しましたが、その後、北九州市に隣接しているという地理的特性を活かし住宅都市として増加に転じ、1985（昭和 60）年には 50,294 人にまで至りました。

しかし、近年では、1995（平成 7）年以降は減少傾向で推移し、2020（令和 2）年に実施された国勢調査の結果では 40,362 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の 2023（令和 5）年度の将来推計によると、今後人口は減少し続け 2050（令和 32）年には、26,055 人になるものと推計されています。人口減少率は 2020（令和 2）年の 40,362 人と比較して 35.4%の減少となる見込みです。

(2) 将来展望

人口の現状や将来推計を踏まえ、「第 2 期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、目指すべき人口規模を下記のとおり「2060（令和 42）年に 23,026 人を上回ることを」を展望しています。将来展望の実現には、総合戦略の施策を着実に実施し、施策の効果を出すことが必要であり、そのためには、行政をはじめ、市民、地域、各種団体、企業など市全体で市の課題を共有し、地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。

■第 2 期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の将来展望

2060（令和 42）年に 23,026 人を上回ることを展望する。

●人口の将来展望における目標値

【合計特殊出生率】

合計特殊出生率を段階的に上昇させ、1.8^{*1}以上とする。

【人口移動の上昇】

各種施策により転出超過の状況を改善し、段階的に転出数と転入数を同数とし、その後、転入超過へと改善を図る。

(3) 基本的な視点

人口減少対策は、次の4つの基本的な視点から取り組みます。

- ◆ 安定した雇用の創出と働きやすい環境づくり
- ◆ 若い世代が希望どおりに結婚・出産・子育てをすることができる環境づくり
- ◆ 中間市の地域資源を活かした新しい人の流れの創出
- ◆ 地域間の連携や安全・安心な暮らしの確保など時代に合った地域づくり

(4) 本計画における人口目標

第2期中間市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる人口の将来展望を本計画においても踏襲しつつ、人口減少率を抑えるために、市の魅力を向上させる施策などを着実に実施します。2020（令和2）年の国勢調査による本市の人口40,362人を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が推計する30年後の2050（令和32）年の人口26,055人を踏まえ、本計画期間である10年後の2033（令和15）年の推計定住人口は34,551人となりますが、子育て支援策や教育環境の整備充実などの施策を展開し人口減少率を抑えることで36,000人を目指します。

2033（令和15）年の定住人口目標 36,000人

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、計画期間の満了により改定していくこととなりますが、本計画との整合性を図った計画とします。

【用語解説】

*1 福岡県「子育てに関する県民意識調査」（2014.3）での県民の希望する子ども数に基づく出生率

5. 土地利用構想

学校施設の再編や公共施設の統廃合により生じる余剰地などの利活用を進め、活力あるまちづくりを目指します。

また、本市の都市計画に関する基本的な方針を示す中間市都市計画マスタープランを、時代とともに求められる都市を取り巻く状況の変化に即応した計画にするとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用に取り組みます。

(1) 都市的土地利用*1 を行う地域

市街化区域*2 は都市的な土地利用を図りながら、居住機能や都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を推進します。

市街化調整区域であっても本市の置かれている地理的な特性などを活かす視点に立ち、九州自動車道、北九州都市高速道路、国道3号線、国道200号線など周辺都市への連絡道である主要地方道及び一般県道の沿線地域については、社会や地域の状況に対応して、農業との調整を図りながら、都市計画制度を活用し、地域の活性化につながる土地利用を図ります。

(2) 自然的土地利用を行う地域

都市的土地利用を行う地域を除いた農業振興地域内農用地やその周辺地域は、田園ゾーンとして、農業的な土地利用を図ります。

食料生産の場、水や緑や土とのふれあいの場として、営農環境の維持改善を基本としつつ、多角的視点からの土地利用の検討を行います。

【用語解説】

*1 都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用のことです。

*2 市街化区域

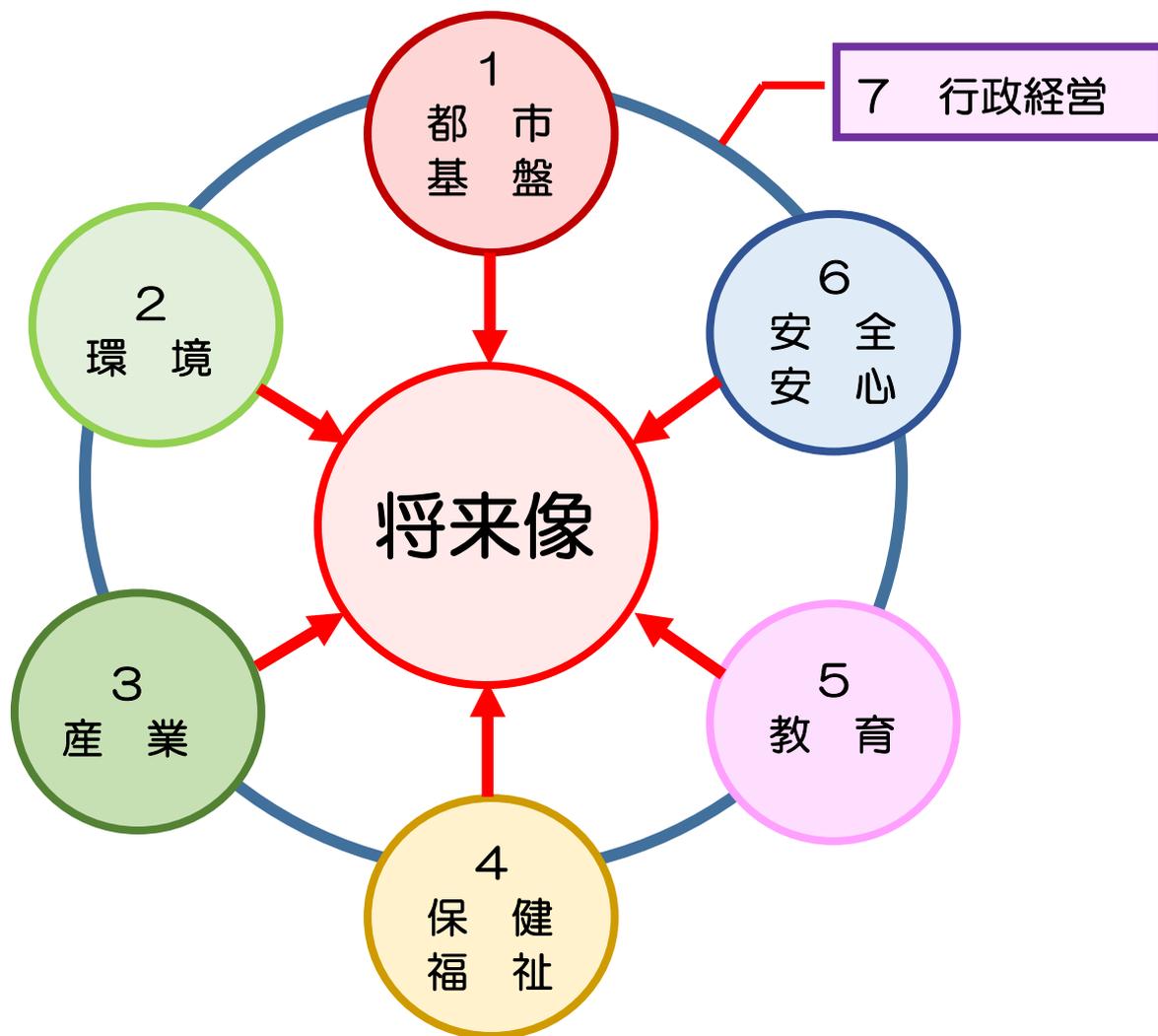
すでに市街地を形成している区域または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域のことです。

6. 施策の大綱

◆ 政策の設定

「将来像」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

本計画では、7つの行政分野に政策を設け、それぞれが以下のように相互連携を図り、「将来像」の実現に向けて、総合的・計画的に展開をしていきます。



基本計画

[第1章] 基本計画の概要	27
[第2章] 政策の課題と方向性	29
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	29
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	29
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	30
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	30
政策5 人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てる まちづくり	31
政策6 安全・安心なまちづくり	32
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	33
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	34
重点分野の概要	36

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の考え方

基本計画は、基本構想で定めた7つの政策に対して、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、令和6年度からの10年間としますが、時代の流れとともに必要に応じて適宜見直すこととします。

2. 施策体系・各種分野の考え方

(1) 施策体系の考え方

基本構想で定めた7つの政策を実現する手段として、各政策に1～6、計27の施策を、また、施策を実現する手段として各施策に1～5、計80の基本事業を設定することで、将来像の実現に必要なまちづくりの分野を網羅した施策体系とします。

(2) 重点分野の考え方

ヒト・モノ・カネなどの行政資源には限りがあり、すべての施策・基本事業の成果を向上させることは困難な状況にあります。このような中で将来像を実現させるためには、メリハリのある行政資源の有効活用が求められます。

本計画では、時代の流れや本市の現状などを踏まえ、14の基本事業を「重点分野」に設定し、成果向上を図ることとします。

なお、本計画では基本事業名に「重点」と表記しています。

(3) 地方創生分野の考え方

地方創生分野については、施策実現の手段となる基本事業で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する。」というまち・ひと・しごと創生法の目的達成に資するものを設定します。

なお、本計画では基本事業名に「戦略」と表記しています。

3. 施策推進の考え方

施策の推進に当たっては、主担当部署を定め責任を持って進捗管理を行いますが、必要に応じて他部署と連携・協力することで「施策の目指す姿」の実現に向けて効率的に事業を推進します。

また、施策間の連携・調整により効果的に政策の課題解決を図ります。

第2章 政策の課題と方向性

政策1
都市基盤

コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり

わたしたちの暮らしを支える基盤である道路や橋りょう、水道等のインフラ資産は老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えます。人口減少や少子高齢化が進み、ライフラインに係る各事業を取り巻く行政経営の環境は今後も大きく変化していくことが予想される中、より効果的かつ効率的な施設機能の維持及びライフライン施設を持続可能にする維持管理経費負担のあり方を再構築することが求められます。

また、中心市街地の周辺道路等の安全対策を推進していくこと、高密度で各種機能が集積した市街地特性を活かしながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGsなどの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、JR筑豊本線中間駅から筑豊電気鉄道通谷駅までの沿線の再開発を視野に入れた商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成すること、都市計画道路の整備により、市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上を図ることが重要です。

公共交通については、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念され、地域の課題はさらに深刻化することが見込まれますが、市民生活に影響することがないよう利便性を高める取組を進めていく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「コンパクトで、快適に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策2
環境

環境にやさしい、自然と調和するまちづくり

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が日本各地で多発しており、市民生活、社会、経済及び自然生態系に多大な被害をもたらしています。

環境問題の多くは、行き過ぎた快適性や利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じています。行政が無駄の少ない循環型社会の形成に向けた積極的な啓発行動を展開するとともに、環境に配慮したまちを目指さなければなりません。

本市は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す中間市ゼロカーボンシティ宣言を表明しており、目標を達成するためにはこれまで以上に省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の削減などを推進していくこ

とが重要です。

そして、すべての人々が主体となって正しく問題を認識し、環境に対する意識の高揚と自主的な取組を推進することにより、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「環境にやさしい、自然と調和するまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策3
産業

活力とにぎわいのあるまちづくり

地域経済の活性化に向けた雇用の安定と拡大を目指す上で、魅力ある多様な就業の機会を創出することが重要であり、その機会の確保や商業集積など職住が近接し、生活利便性の高い環境を整えていくことが求められています。

そのためには、企業の技術開発や後継者の確保を支援しつつ、戦略的な企業誘致を進めるとともに、既存企業の定着支援、起業・創業支援など、各種産業の振興を図り、地域全体の産業競争力を高める必要があります。

また、農業における生産者の高齢化や担い手不足、販売単価の低迷や世界経済の影響による農業資材の高騰、さらには気候変動が原因の栽培環境の変化など、対応すべき課題は一層複雑さを増している状況です。

そのような中、6次産業化*1の推進や、農商工連携による特産品の開発、生産・出荷資材高騰対策及びSDGsの取り組みによる化学肥料低減による緑肥を活用した付加価値作物の生産、安定した農業製品の生産による農業者の確保などが求められます。このため、農地の基盤整備により働きやすい環境を整えて新規就農者や後継者の育成などを図り、農業経営における経費削減の方策についての検討や新規就農者への支援を強化し、農地中間管理機構との連携を図りながら農業基盤の維持・拡大につなげるとともに、地域でのイベント等を通して、農業の魅力や役割を消費者へ発信する取り組みが重要です。

また、世界遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめ、歴史、文化、自然、お祭りといった地域資源を活かした観光の振興に取り組むことで、新たな人の流れやにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることも重要です。

上記課題を踏まえた施策の実施による「活力とにぎわいのあるまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策4
保健福祉

元気の輪が広がるまちづくり

本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が指摘され、子育てや高齢者福祉に関する諸課題は、明確に顕在化してきています。このため、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子育て支援策の充実・強化を図る必要があります。令和6年度から、児童福祉法の改正に伴い、「こども家庭センター」の設置に努めることが地方自治体に義務づけられ、本市においても同センターを同年4月1日に設置しました。子どもの成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援策を一体的に講じることにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくことが重要です。

また、高齢化の進行に伴い医療や介護の需要が高まることが想定されることから、健康寿命の延伸の達成が必要となってきます。このため、市民の健康増進に関する意識を高め、運動や食生活などの生活習慣の改善、健診などによる病の早期発見・早期治療を促し、さらには介護予防事業の充実を図るなど、健康増進と医療費・介護給付費の適正化に努めることが重要です。

高齢者や障がいのある人が自立した生活を継続できるように関係施策の充実と合わせて、地域みんなで支え合い共に住み続けられるよう、意識の醸成、体制づくりが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症など動物由来の病に関する問題に対し、ワンヘルス*2という理念に基づき安全で安心できる社会づくりを目指す必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「元気の輪が広がるまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策5
教育

人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり

社会構造が大きく変化し、将来を予測することが困難な時代を迎え、市民には、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となって豊かな人生を切り拓き共に歩むことが望まれます。

そのような中、学校教育においては、これまでの教育活動の成果を踏まえつつ、ICTの活用やきめ細かな指導体制整備などによる個に応じた指導の充実と、子どもたちが身につけた知識や技能を活用し、他者と協働しながら見通しをもって主体的に問題解決に向き合うような教育活動が求められます。そのためには、教員をはじめとする教育に携わる人材の育成・活用を進めるとともに、これからの教育に対応できる施設・設備等、学校規模の適正化を図り、ソフト及びハードの両面から子どもたちに最適な教育環境を整備し、充実させる取組が必要です。こ

のことから、学校施設の再編計画を加速させ、先行して新たな中学校の開校を目指します。

また、市民が健康で生きがいを感じながら暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる機会に、あらゆる場所において学び、文化や芸術に触れ、スポーツに親しみ、その成果を活かしながら活動をつなぎ広げていくことが重要です。さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育むことも大切です。これらの活動を通じてにぎわいが創出されることにより、地域がさらに活性化していくことが期待されます。

そして、お互いの人権を尊重し合い、部落差別をはじめ、女性や高齢者、障がいのある人に対する差別、その他のあらゆる差別や人権侵害のない社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、セクシュアリティ*3やダイバーシティ*4、国際理解などを含め、さまざまな人権問題について正しく学び、理解し、当事者意識を持って人権意識の高揚を図っていくことが必要です。

また、男女が共に支え合うまちづくりを推進していくために、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取組も求められています。

このような課題を踏まえた施策の実現により、教育の充実を進め、「中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり、だれもが人権を尊重し人権擁護の確立された差別のないまちづくり」を推進します。

政策 6
安全安心

安全・安心なまちづくり

現在、6月から9月ごろまでの梅雨期や台風時期は災害に備え、関係機関と協力し警戒に当たっていますが、近年は、突発的かつ局地的な集中豪雨が頻発するようになり、より迅速な対応が求められています。将来発生が想定されている「南海トラフ地震」や、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害等から市民の命と暮らしを守るためには、防災・減災の取組をさらに強化する必要があります。

それらを踏まえ、行政における防災、減災対策の充実を図るとともに、防災、減災において最も重要な「自分たちの命は、自分たちで守る」という自助、共助による取組を推し進める必要があります。そのためには、自主防災組織の充実・強化や活動への理解を深めることが重要であり、日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成が不可欠です。

また、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、管理不全となる空き家、高齢者を狙った犯罪、高齢者が関わる交通事故等、安全・安心に関する懸念事項が増加傾向にあり、これらへの対策も重要となっています。

上記課題を踏まえ「安全・安心なまち」を目指したまちづくりを推進します。

政策7
行政経営

将来にわたって持続可能なまちづくり

本市が抱える行政経営上の課題として、市政運営体制の強化、財政構造の適正化、公共施設の老朽化等が挙げられます。

また、今日の市民ニーズは多様化、高度化しており、きめ細やかな対応ができるよう、多様な主体が担い手として積極的に参加し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要となります。

さらに、人口減少・少子高齢化社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、連携中枢都市圏構想の下で広域連携を推進することが重要であり、北九州市を中心に近隣の市町が連携する北九州都市圏域の構成自治体である本市としては、産業特性や地理的特性、生活圏などを考慮した上で地域の更なる活性化に繋げていくことが必要となります。

これらのことから、行政運営のさまざまな効率化を進め、市民と行政が協働しながら将来にわたって必要な公共サービスが安定的に供給される地域社会を構築する必要があります。

また、老朽化が進む公共施設については、限られた予算の中で、適切に維持・管理していくために、計画的な長寿命化や統廃合などを十分に検討した上で押し進めていく必要があります。

上記課題を踏まえ、「自立・協働・効率」の3つの視点を基本として、各部門間の調整を図りつつ政策を推進することにより「将来にわたって持続可能なまち」の実現を目指します。

【用語解説】

*1 6次産業化

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

*2 ワンヘルス

人と動物の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う1つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ろうという考え方。

*3 セクシュアリティ

人間一人ひとりの人格に不可欠な要素の集まりで、その人自身の性のあり方のこと。

*4 ダイバーシティ

多様性を意味する言葉。一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出などにつながる。

〈施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧〉

政策	施策	基本事業	重点	戦略	
① まちづくり 【都市基盤】	1 安全な水道水の安定供給	1 管網の整備			
		2 浄水・配水施設の維持管理			
		3 健全な上水道経営の推進			
	2 汚水処理の推進	1 公共下水道の整備推進			
		2 健全な下水道経営の推進			
		3 下水道広域化推進総合事業の推進			
	3 計画的な市域の整備	1 計画的な土地利用と市街地整備の充実	●		
		2 公園の整備・維持管理			
	4 公共交通の充実	1 生活交通の充実	●		
		2 鉄道利用環境の充実			
	5 道路・水路の整備と保全	1 道路の安全性向上	●		
		2 道路施設の維持管理			
		3 生活道路の整備推進と維持管理			
	② 自然環境 【環境づくり】	1 環境保全と循環型社会の推進	1 3R* ¹ の推進		
			2 脱炭素社会の構築	●	
③ 活力と 【産業】	1 農業の振興	1 新たな担い手の育成・確保		1-2	
		2 農業生産基盤の維持・管理			
		3 高収益作物の推進			
	2 産業・雇用の創出	1 企業誘致の推進	●	1-1	
		2 雇用の安定と確保		1-1	
		3 創業・事業開発への支援		1-1	
3 観光の振興	1 観光事業の推進		3-2 4-2		
	2 観光情報の発信		3-2 4-2		
④ 元気の 輪が 【保健福祉】	1 子育て支援の充実	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進			
		2 保育サービス・子育て世帯の支援の充実	●	2-1	
		3 子どもの健やかな成長の支援		2-1	
	2 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善			
		2 病気の早期発見・重症化予防の推進	●		
		3 こころの健康づくりの推進			
		4 感染症予防の推進			
		5 国民健康保険財政の健全運営			
	3 高齢者福祉の充実	1 生きがい・健康づくりの推進	●		
		2 介護保険制度の適正な運用			
		3 介護予防の推進			
		4 認知症施策の推進			
		5 地域支援体制の強化			
	4 障がいのある人の福祉の充実	1 自立支援の促進			
		2 地域生活支援の促進			
		3 障がいのある人の人権擁護			
	5 セーフティネットの推進	1 生活困窮者の自立支援と適正な生活保護			
		2 市営住宅による住宅の確保			
	6 地域福祉の推進	1 支え合いの仕組みづくり			

〈施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧〉

政策	施策	基本事業	重点	戦略	
⑤ 【教育】 人権を尊重し、 人材を育てる 中間市の未来を つくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上		2-2	
		2 豊かな心と体の育成			
		3 教育環境の充実	●	2-2	
	2 生涯学習・スポーツの推進	1 生涯学習の推進			
		2 生涯スポーツの推進			
		3 文化財の保護と活用			
		4 青少年教育・体験活動の啓発			
	3 男女共同参画社会の推進	1 男女共同参画社会実現に向けた啓発			
		2 男女に関する人権保護と相談体制の充実			
	4 人権尊重と人権教育の推進	1 市民や市内企業への人権教育・啓発		●	
		2 児童・生徒への人権教育・啓発			
	⑥ 安全・安心な まちづくり 【安全安心】	1 防災・減災対策の推進	1 防災・災害情報機能の充実		
2 地域防災力の向上			●		
3 災害時の支援体制の充実					
2 安全な暮らしの推進		1 防犯対策の推進			
		2 交通安全活動の推進			
		3 消費生活の安定			
		4 青少年犯罪の抑制			
		5 空き家の適正管理			3-1
3 消防・救急体制の整備充実		1 消防団の充実強化			
		2 防火意識の高揚			
		3 救急救命体制の充実			
		4 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底			
	5 各種消防力の整備				
⑦ 【行政経営】 将来にわたって 持続可能なまち づくり	1 市民協働の推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	●	4-1	
		2 市民活動の活性化			
	2 積極的な広報・広聴の展開	1 広報の充実			
		2 広聴の充実			
	3 持続可能な行政経営	1 事業選択の実践			
		2 ICTによる情報の適切な管理と利活用	●		
		3 転入の促進と転出の抑制		3-1	
		4 広域連携の推進			
	4 持続可能な財政運営	1 税金等による歳入確保			
		2 計画的な財政運営			
		3 公共施設等のマネジメント推進	●		
	5 市民から信頼される組織 体制作り	1 効率的かつ機能的な職場づくり			
		2 効果的な人材育成と適正な人事管理			
		3 健康で安心して働ける職場づくり			

*1 3R Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称で、資源を大切にするためのキーワード。

重点分野の概要

本計画で特に成果向上を図る基本事業の概要は以下のとおりです。

内容については、実施計画で示します。

計画的な土地利用と市街地整備の充実 [①-3-1]		都市計画課	
取組の方向性	用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図ると共に、時代のニーズに応じた地区計画を検討します。		
生活交通の充実 [①-4-1]		都市計画課	
取組の方向性	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。		
道路の安全性向上 [①-5-1]		建設課	
取組の方向性	中心市街地をはじめとした周辺道路環境を改良していくことで、歩行者や車両等の安全確保に努めます。		
脱炭素社会の構築 [②-1-2]		環境保全課	
取組の方向性	市民や事業者、団体などと協働を進め、市域全体で脱炭素社会を目指すために、地域の特性に合わせた地球温暖化対策の取組を進めます。		
企業誘致の推進 [③-2-1]		商工観光課	
取組の方向性	市内の工業団地において、現在は稼働していない事業所用地を活用した市内外企業の移転や誘致等に努め、新たな雇用の促進を図ります。		
保育サービス・子育て世帯の支援の充実 [④-1-2]		子ども未来課	
取組の方向性	保育士等確保と保育施設の整備に取り組み、待機児童解消に努めます。また、子ども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ります。		
病気の早期発見・重症化予防の推進 [④-2-2]		健康増進課	
取組の方向性	長く健康を維持し、自立した生活を送り健康寿命の延伸ができるよう、健診の受診勧奨及び生活改善に向けた保健指導に取り組みます。		
生きがい・健康づくりの推進 [④-3-1]		介護保険課	
取組の方向性	高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、居場所づくりや介護予防に取り組みます。		
教育環境の充実 [⑤-1-3]		教育総務課	
取組の方向性	ICT化等への対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。		

市民や市内企業への人権教育・啓発 [⑤-4-1]		人権男女共同参画課
取組の方向性	「女性」、「子ども」、「高齢者」、「性の多様性」など、さまざまな人権問題に対し、一人ひとりが考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進します。	
地域防災力の向上 [⑥-1-2]		安全安心まちづくり課
取組の方向性	より多くの機会です災害・防災に関する情報（知識）の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練等を実施できるよう支援します。	
地域コミュニティ活動の活性化 [⑦-1-1]		安全安心まちづくり課
取組の方向性	自治会、校区まちづくり協議会等が主体的に地域課題を解決していただけるよう支援します。	
ICTによる情報の適切な管理と利活用 [⑦-3-2]		デジタル推進課
取組の方向性	ICTの活用により、さらなる業務効率化を図り、行政サービスの利便性の向上に努めます。	
公共施設等のマネジメント推進 [⑦-4-3]		公共施設管理課
取組の方向性	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。	